

新国際空手拳法道士衛塾 昇級・昇段審査規程

1999年5月1日 議定

2021年12月1日一部改正

2022年9月1日一部改正 マーカー部分追記

第1条（趣旨）

この規程は、新国際空手拳法道士衛塾（以下道場）昇級・昇段審査について規程を定める。

第2条（審査種目）

基本、移動稽古、型、気合い、迫力、熟練度等を審査する。

2級以上初段までは、基本、移動稽古、型、気合い、迫力、熟練度等の他に、スパーリングを審査する。

弐段以上は、基本、移動稽古、型、気合い、迫力、熟練度等の他に指導能力、組手を審査する。

第3条（審査会の実施）

審査会は、夏期ジュニア（幼年から小学生）、夏期一般部（中学生以上）、夏期以外に1回（全年齢対象）の年3回実施する。

ただし、全ての審査会は合宿と併せて実施することとする。

なお、県外各支部については、支部長の判断で上記とは別に年に一度3級までの審査会を行うことができる。

第4条（帯の色）

10級（白色）、9級（橙色）、8級（水色）、7級（黄色）、6級（紺色）、5級（緑色）、

4級・3級（紫色）、2級・1級（茶色）、初段（黒色+金線一本）

弐段（黒色+金線二本）、参段以上五段まで（黒色+役職名+各段の金線数）

~~なお、6級及び5級は、希望者のみ名前を入れることを認める。代金は、第9条（審査会合格）~~

~~1-2)とする。 削除~~

4級以上は、名前入りとする。

第5条（審査会受験資格）

1. 下記の規程の練習回数の達成、行事参加等をしなければ、審査会受験資格はない。

1) 国際総本部のみの登録者は、毎回受験できる。

2) 所属支部からの国際総本部登録者は、国際総本部ならびに本来の所属支部への稽古を最低週2回以上行っている門下生のみが、毎回受験できる。

3) 週1回程度の門下生、および指導依頼のある空手スクールの練習生は、年1回夏期審査会のみを受験となる。

4) 夏期審査会は、夏期合宿への参加が必須条件となる。

- 5) 夏期以外の審査会は、夏期以外の合宿への参加と最高師範、各支部長指定の門下生であることが必須条件となる。
- 6) 2級以上の受験は、主な道場行事に積極的に参加していること。
2. 素行に問題がないこと。
着衣の問題、学校等への迷惑等の問題発覚、他の者より練習を休む事が多い等は、受験資格なしとし、1年間受験することができない上に、最高師範の許可が必要となる。
3. すべての受験生は、昇級昇段審査会申込要項と昇級昇段審査規程を理解、了承した者が資格を得る事ができる。
4. 4級受験者は、合格後またはそれ以前に国際総本部登録をすること。3級以上の受験者は、国際総本部登録をしていること。県外、海外支部については、国際総本部と同等の各本部に登録のこと。
5. さらに1級以上の受験は、1級・各段審査における誓約及び念書の内容も理解、了承した者が資格を得る事ができる。
6. 4級を受験しようとする門下生は、会員カードまたは会員証を有さなければならない。
5級以下の門下生も希望すれば、会員カードまたは会員証を有することができる。
7. 初段受験者は、1級取得後1年以上の準備期間を置き、所属の本・支部、教室の指導員の推薦があること。
8. 弐段以上の受験者は、現在の段の誓約の年数以上を修行していること。
9. 弐段以上の受験にあたっては、本人の人間性はもとより士衛塾への貢献度、指導能力を鑑みる。
10. 弐段の受験者は、金線入りであること。
11. 弐段の受験者は、五段以上の支部長クラスの推薦があること。
12. 参段以上の受験者は、自分の道場を持っていること。
13. 参段以上の受験者は、五段以上の支部長クラスの推薦は勿論、最高師範の推薦があること。
14. 各県支部の門下生の受験については、上記を踏まえ、各支部長の判断による。

第6条（受験者規定）

1. 9級の受験は、入塾3ヶ月以上とする。
2. 夏期以外の審査会時に、今年新小学一年生になる受験者は8級の受験を認める。
3. 昇級・昇段だけが先行しないように、学年によって昇級の上限を設定する。
 - 1) 幼年は、9級(橙帯)までとする。
 - 2) 小学1年生は、7級(黄帯)までとする。
 - 3) 小学2年生は、6級(紺帯)までとする。
 - 4) 小学3年生は、5級(緑帯)までとする。
 - 5) 小学4年生は、3級(紫帯)までとする。
 - 6) 小学5、6年生は、1級(茶帯)までとする。

ただし、最高師範の指定する門下生、全日本クラスまたはそれに準ずる門下生は、この限りではない。

第7条（審査会申込）

1. 夏期、冬期の昇級・昇段受験者は、締切日までに別紙昇級・昇段申込書とともに、申込料を納めなければならない。（すべて税別金額）
9級から3級まで2,000円、2・1級は3,000円、初段は4,000円、弐段は5,000円、参段は6,000円、四段は7,000円、五段は8,000円とする。
2. 一旦納入された申込料は如何なる理由があろうと返却は行わない。
3. 残念ながら合格出来なかった場合も、申込料の返却は行わない。
4. 会員カードまたは会員証を持参の門下生は、申込時に提出すること。マーカー部分追記
5. 1級以上を受験申込する者は、1級・各段審査における誓約及び念書の内容を確認の上、記入および署名捺印し、申込時に提出すること。
6. 弐段以上の受験者は医師の診断書を申込締切日までに提出する事。提出無き場合は、受験することを認めない。

第8条（審査会受験）

1. 前回不合格だった場合、連続で受験することが望ましい。
ただし、冠婚葬祭・その他最高師範が認めた正当な理由があればこの限りではない。
2. 基礎体力として、腕立伏せ、拳立てについては、鼻が床につくこと。頭・臀部が均等に上下すること。頭だけ若しくは臀部のどちらかが先に上がることは失格とする。
上記詳細を受け、第10条（補足事項）-7の基礎体力の該当級の内容が、それぞれ正確にできること。
3. 2級、1級、初段のスパリング審査は、提示された技術が合格ラインに達していれば、合格とする。
4. 弐段から五段の受験者のスパリング審査は、10人とのスパリングの中で、該当する段に相応しいスパリングを行い、10人すべての相手と完遂すること。
5. 連続で4回以上、スパリング審査を受験した場合は、最低でも全メニューへの集中力と姿勢を合否の基準とする。
6. 上記に該当しなくても合格に対する意欲・気迫があれば合格の可能性も有り得る。
ただし、最高師範、役員等の判断によるものとする。
7. 型を重視して練習をしている門下生は、ただ型をこなすのではなく、速さ・キレ等見ている人に感動を与えるようなものでなくてはならない。
8. 弐段から五段までの受験者は、その場で指定された型2つを完璧にできること。

第9条（審査会合格）

1. 受験合格者は、事前に渡された受験票に記入の上、下記の通り昇級昇段料を納めなければならない。（すべて税別金額）
初段から五段までは、通常帯もしくはシルク帯のどちらかを選択することができる。
 - 1) 9級から5級までの昇級料は、5,000円とする。
 - 2) ~~6級及び5級の名前入りを希望する合格した受験者は、昇級料5,000円と名前の刺繍代5,000円の合計10,000円とする。~~ 削除

~~刺繍内容は、「新国際空手拳法道 士衛塾」「所属支部名」「名前」とする。 削除~~

2) 4級と3級の昇級料は、7,000円とする。

なお、4級と3級の昇級料には、「新国際空手拳法道 士衛塾」「名前」の刺繍代が含まれるものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

3) 4級の刺繍内容の「新国際空手拳法道 士衛塾」「名前」の他に「所属支部名」を希望する受験合格者は、昇級料7,000円と追加刺繍の「所属支部名」の代金2,000円の合計9,000円とする。 ~~マーカー部分訂正~~

4) 2級の昇級料は、20,000円とする。

なお、2級の昇級料には、「新国際空手拳法道 士衛塾」「名前」の刺繍代が含まれるものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

5) 2級の刺繍内容の「新国際空手拳法道 士衛塾」「名前」の他に「所属支部名」を希望する受験合格者は、昇級料20,000円と追加刺繍の「所属支部名」の代金2,000円の合計22,000円とする。 ~~マーカー部分訂正~~

6) 1級の昇級料は、10,000円とする。

なお、1級の昇級料には、「新国際空手拳法道 士衛塾」「名前」の刺繍代が含まれるものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

7) 初段の昇段料は、30,000円(通常帯)もしくは50,000円(シルク帯)どちらかを選択するものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

8) 弐段の昇段料は、40,000円(通常帯)もしくは55,000円(シルク帯)どちらかを選択するものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

9) 参段の昇段料は、50,000円(通常帯)もしくは65,000円(シルク帯)どちらかを選択するものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

10) 四段の昇段料は、60,000円(通常帯)もしくは75,000円(シルク帯)どちらかを選択するものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

11) 五段の昇段料は、70,000円(通常帯)もしくは85,000円(シルク帯)どちらかを選択するものとする。 ~~マーカー部分訂正~~

~~12) 都合により帯を譲り受けた場合の5級以下までの昇級料は、4,000円とする。 削除~~

2. 昇級昇段料は、当日審査会会場にて支払うこととする。

事務的に大変手間が掛かる為、例外は認めない。未納の場合、合格は無効とする。

第10条 (補足事項)

1. 受験は、任意であり、強制ではない。

2. 本人にとって、最良の時期に昇級をしてもらいたい為、日頃の練習態度で判断し、普段の練習に身の入らない門下生、集中力のない門下生には、受験申込を断る場合もある。

ただし、出来なくとも自分の力を最大限発揮している門下生は受験資格を認める。

3. 黒帯(初段)に金線入りとは、筋金が入るという意味。

4. 現在級4级以上、または最高師範の指定を受けた門下生は、組手審査の相手を務めなければならない。

冠婚葬祭以外での不参加は、昇級、昇段できなくなる場合がある。

5. 原則として、初段習得後も最低月1回は、総本部で最高師範の練習に参加すること。

- ただし、県外支部は、各県外支部の取り決めによるものとする。
6. 他流からの移籍者は、申込料及び昇級昇段料を、他の受験者と同様に納めなければならない。
本規定に基づき、再審査を行う。
最終的には、最高師範の判断に委ねることとする。
 7. 基礎体力は、別に定める審査基準の通りとする。
 8. 夏期、冬期以外の合宿において、最高師範の認めた門下生のみ、昇級、昇段をする場合がある。
その際、昇級、昇段を受諾するかは任意とする。受諾した場合、申込料は不要とし、受験票、昇級昇段料、及び1級以上の合格者は誓約書も併せて、指定された期日までに納めることとする。期日までに納めなかった合格者は、昇級、昇段を無効とする。
 9. 昇級、昇段後も、各々に見合った集中力、練習量の低下等がみられる場合には、最高師範もしくは県外、海外の支部長が一定期間、級、段の降格をすることがある。
 10. 2019年10月1日より、規定料金に加算して別途消費税を徴収するものとする。
 11. 災害及び疫病等、不測の状況下で行う審査会においては、最高師範の判断のもと、臨時的に審査内容を変更する場合がある。

附 則

1. この規約は、1999年5月1日から施行する。
2. 2012年4月17日一部改正
3. 2012年5月25日一部改正
4. 2012年8月1日一部改正
5. 2013年6月8日一部改正
6. 2014年7月1日一部改正
7. 2015年8月29日一部改正
8. 2016年2月18日一部改正
9. 2016年12月13日一部改正
10. 2017年2月23日一部改正
11. 2017年3月3日一部改正
12. 2017年10月10日一部改正
13. 2018年6月1日一部改正
14. 2018年9月1日一部改正
15. 2019年6月1日一部改正
16. 2019年9月1日一部改正
17. 2020年6月1日一部改正
18. 2020年10月1日一部改正
19. 2021年12月1日一部改正
20. 2022年9月1日一部訂正 マーカー部分追記

＜ 審 査 基 準 ＞

下記の通り、昇級・昇段審査の基礎体力の基準を設けるものとする。

通常の稽古及び審査本番で、下記の内容が合格水準に達していること。

下記の他に、当日審査内容が加えられ、総合的に判断をして、可否を決定するものとする。

受験級	稽古内容	型	基礎体力
全受験者			スクワット 20 回 屈伸蹴り 20 回
9 級（橙色帯）	基本稽古+組手基本	基本形 1	腕立伏せ 10 回 腹筋 20 回
8 級（水色帯）		基本形 1、2	
7 級（黄色帯）			
6 級（紺色帯）	基本稽古+組手基本 +移動稽古+連続技	基本形 1、2、3	腕立伏せ 10 回 腹筋 30 回 拳立て 20 回
5 級（緑色帯）			
4 級・3 級（紫色帯）		基本形 1、2、3、4	腕立伏せ 20 回 腹筋 50 回 拳立て 20 回
2 級・1 級（茶色帯）			
初段（黒色帯）		基本形 1、2、3、4、5	*初段のみ* 指立伏せ 10 回

注 1、本人の身体能力等を鑑み可否を決定する（シニア・障がい者(児)等）。

注 2、腕立伏せ、拳立てについて・・・鼻が床に付くこと。頭・臀部が均等に上下すること。

頭だけ、若しくはお尻のどちらかが先に上がることは失格。

注 3、昇段に当たり・・・中学生以上、素行に問題がないこと（着衣の問題、学校等への迷惑等の問題
発覚の場合、他の者より練習を休むことが目立つ場合を指す）

習得後も月 1 回は総本部総裁の練習に参加する事

（県外支部は、各県外支部の取り決めによる）

※審査会を受験するにあたって、

すでに取得している級の審査基準を満たしていることを大前提とする